

# 上田市地元企業優先発注に係る実施方針

## 1 目的

上田市が実施する公共調達について、地元企業の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図るため、地元企業優先発注に係る実施方針を定め、関係法令を遵守しつつ、地元企業への優先発注を推進する。

## 2 適用対象

本市の全部局の公共調達を実施方針の適用対象とする。

## 3 業者の区分及び定義

区分		定義
地元企業	市内業者	上田市内に本店（社）を有する事業者
	準市内業者	上田市内に支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任されている事業者
市外企業	県内業者	長野県内に本店（社）並びに支店又は営業所を有し、その支店又は営業所に入札・契約に関する権限が委任されている事業者
	県外業者	上記以外の事業者

## 4 市内製品の定義

上田市内の工場等で生産・製造・加工されたもの、または上田市内代理店等を仲介して販売しているものとする。

## 5 実施方針

- (1) 原則として、地元企業のうち、市内業者を選定する。ただし、市内業者では対応できないとき又は市内業者だけでは競争性が確保できないときは、業者の有する資格等を総合的に勘案して、準市内業者・県内業者・県外業者の順に対象を拡大するものとする。
- (2) 選定に当たっては、「建設工事入札参加資格者名簿」、「建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿」、「森林整備業務名簿」、「小規模工事修繕受注希望登録者名簿」及び「物品入札（見積）参加申請提出業者名簿」に登録された業者を優先することとする。
- (3) 事業の効率的執行及びコスト縮減を図る観点を踏まえた上で、可能な範囲で分離分割発注に努めることとし、市内業者の受注機会の拡大を図るものとする。
- (4) 建設工事等を受注した者が下請業者を選定するときは、市内業者を優先して選定するよう文書で要請することとする。
- (5) 建設工事を受注した者が建設資材等を利用するときは、市内産品を優先して利用するよう文書で要請することとする。

- (6) 市が行う各種行事の記念品等の発注に当たっては、市内産品を活用するなど可能な限り市内業者を選定することとする。
- (7) 本方針は、地元企業の参入の余地を考慮する契機とするものであって、本市の公共調達から市外企業を排除することを目的とするものではない。

## 6 公表、検証及び見直し

- (1) 地元企業等への発注状況（発注率等）を年度ごとに取りまとめ公表する。ただし、地元企業では明らかに受注できないものは、件数から除くものとする。
- (2) 実施状況については、「上田市建設工事等業者選定委員会」及び「上田市物品購入等指名業者選定委員会」において必要に応じて随時検証を行い、実施状況の検証結果を踏まえ、本実施方針の見直しを行うものとする。

## 7 その他

各担当部署で汎用的な物品等を購入するときは、担当者は入札参加資格者名簿に登録された市内業者を優先するのはもちろんのこと、単一年度及び複数年度の中長期においても同一業者に発注が偏らないよう心掛けるものとし、管理職においては書類の決裁を行う際に市内業者優先が遵守されていること及び偏った発注になっていないかの確認を行うものとする。

## 附 則

この実施方針は、令和5年1月4日から施行する。